

入間市地域密着型サービス事業所の皆様、こんにちは。入間市介護保険課です。皆様におかれましては日頃より介護サービスのご提供、介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

この資料は、入間市地域密着型サービス事業所の方が、ご視聴頂くことで、集団指導を受けていただく形をとらせていただきます。よろしくお願いいたします。

スライド 2

令和6年度 入間市地域密着型サービス事業所集団指導 次第

2

入間市介護保険課
事業所管理担当

- 1 令和6年介護報酬改定の主な事項
- 2 運営指導における主な指摘事項
- 3 その他の注意事項

添付資料
令和6年度介護報酬改定 算定要件等の見直しのあった加算一覧

※ 集団指導資料を確認後、出席確認アンケートにご回答ください。回答をもって出席と見なさせていただきます。

次第です。本日はこの3点についてご説明します。

3

令和6年度 介護報酬改定 地域密着型サービス
算定要件等の見直しのあった加算一覧
(経過改善加算は除く)

地域密着型通所介護

加算名	算定要件(備考 主なもの)
認知症加算	算定要件であり認知症のみの認定(1)または(2)に該当し、認知症ケアに関する事項の検討や療養の推進に関する取組の継続すること等が加算。
入浴や排泄加算	「加算1」の要件に追加の要件が加算1に追加。加算1の要件である加算要件による割合(2)について加算の内外中への職員数が異なる等の理由により職員を派遣して加算1の要件を満たし、加算1が算定される場合も算定することとなる。
科学的介護推進活動加算	科学的介護推進活動加算(1)の要件を満たすこと(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。
大規模修繕加算	加算1について大規模修繕の要件については(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。
特別支援加算加算	特別支援加算(1)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。また、特別支援加算(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。

認知症対応型共同生活介護

加算名	算定要件(備考 主なもの)
認知症対応型加算	加算1の要件に追加の要件が加算1に追加。加算1の要件である加算要件による割合(2)について加算の内外中への職員数が異なる等の理由により職員を派遣して加算1の要件を満たし、加算1が算定される場合も算定することとなる。
科学的介護推進活動加算	科学的介護推進活動加算(1)の要件を満たすこと(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。
大規模修繕加算	加算1について大規模修繕の要件については(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。

小規模多機能型居宅介護等

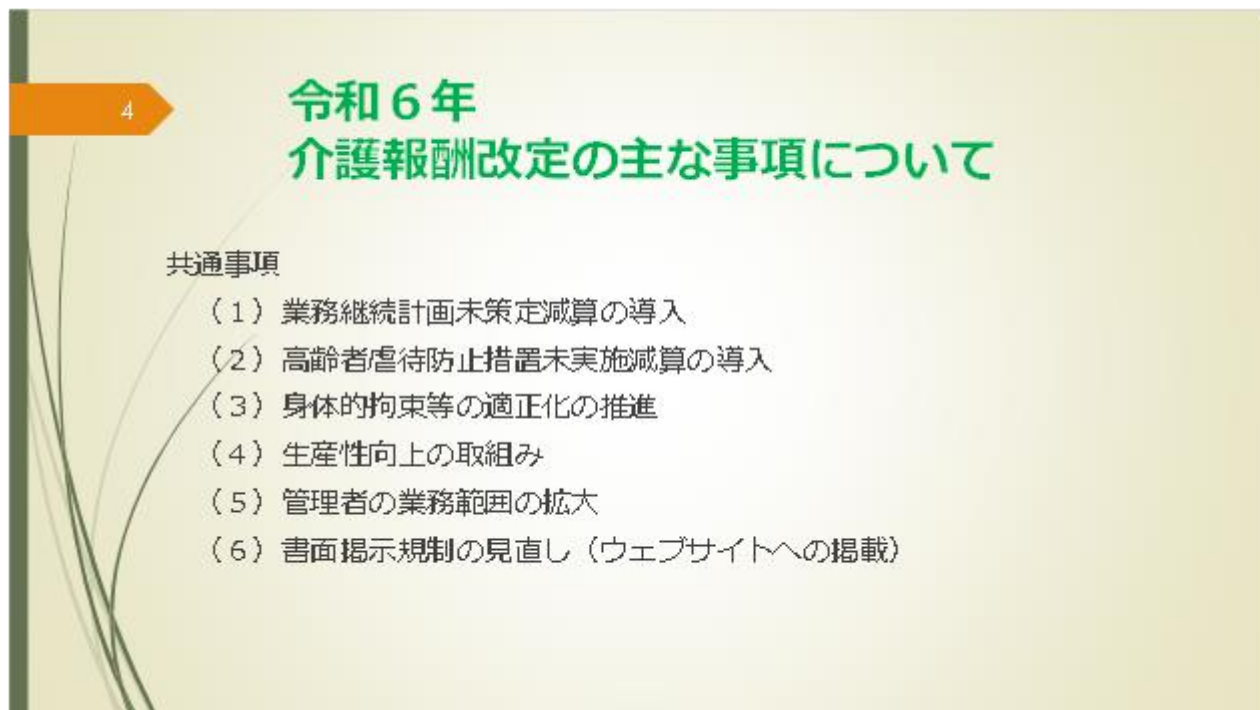
加算名	算定要件(備考 主なもの)
認知症対応型加算	加算1の要件に追加の要件が加算1に追加。加算1の要件である加算要件による割合(2)について加算の内外中への職員数が異なる等の理由により職員を派遣して加算1の要件を満たし、加算1が算定される場合も算定することとなる。
認知症対応型加算	加算1の要件に追加の要件が加算1に追加。加算1の要件である加算要件による割合(2)について加算の内外中への職員数が異なる等の理由により職員を派遣して加算1の要件を満たし、加算1が算定される場合も算定することとなる。
科学的介護推進活動加算	科学的介護推進活動加算(1)の要件を満たすこと(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。
大規模修繕加算	加算1について大規模修繕の要件については(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。

看護小規模多機能型居宅介護

加算名	算定要件(備考 主なもの)
認知症対応型加算	加算1の要件に追加の要件が加算1に追加。加算1の要件である加算要件による割合(2)について加算の内外中への職員数が異なる等の理由により職員を派遣して加算1の要件を満たし、加算1が算定される場合も算定することとなる。
認知症対応型加算	加算1の要件に追加の要件が加算1に追加。加算1の要件である加算要件による割合(2)について加算の内外中への職員数が異なる等の理由により職員を派遣して加算1の要件を満たし、加算1が算定される場合も算定することとなる。
科学的介護推進活動加算	科学的介護推進活動加算(1)の要件を満たすこと(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。
大規模修繕加算	加算1について大規模修繕の要件については(1)または(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。
特別支援加算	特別支援加算(1)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。また、特別支援加算(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。
看護小規模多機能加算	看護小規模多機能加算(1)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。また、看護小規模多機能加算(2)に該当し、加算1が算定される場合も算定することとなる。

1 あ だ ん かな かな

添付資料の「令和6年度介護報酬改定 算定要件等の見直しのあった加算一覧」です。
 添付資料は、HPページの集団指導のページに掲載しております。のちほどこちらの説明も
 していきます。



4

令和6年 介護報酬改定の主な事項について

共通事項

- (1) 業務継続計画未策定減算の導入
- (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進
- (4) 生産性向上の取組み
- (5) 管理者の業務範囲の拡大
- (6) 書面揭示規制の見直し（ウェブサイトへの掲載）

まずは、令和6年介護報酬改定の主な事項についてご説明いたします。地域密着型サービス事業所に共通している事項としては大きくこの6つになります。順に説明していきます。

(1) 業務継続計画未策定減算の導入①

- 業務継続計画策定は令和3年度改正時に令和6年3月までに策定するよう全事業所に義務付けられています。
- 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。(所定単位数の100分の1相当)

はじめに業務継続計画未策定減算の導入についてですが、業務継続計画は前回、令和3年改正時に3年間の猶予期間をもって全事業所に策定するよう義務付けられていました。今回、令和6年3月末で猶予期間も終了したところで、未策定の事業所に対して減算という措置になります。

6

(1) 業務継続計画未策定減算の導入②

業務継続計画未策定減算の算定要件

以下の基準に適合していない場合

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【経過措置】

- 令和7年3月31日までの間は、業務継続計画が未策定でも、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用されません

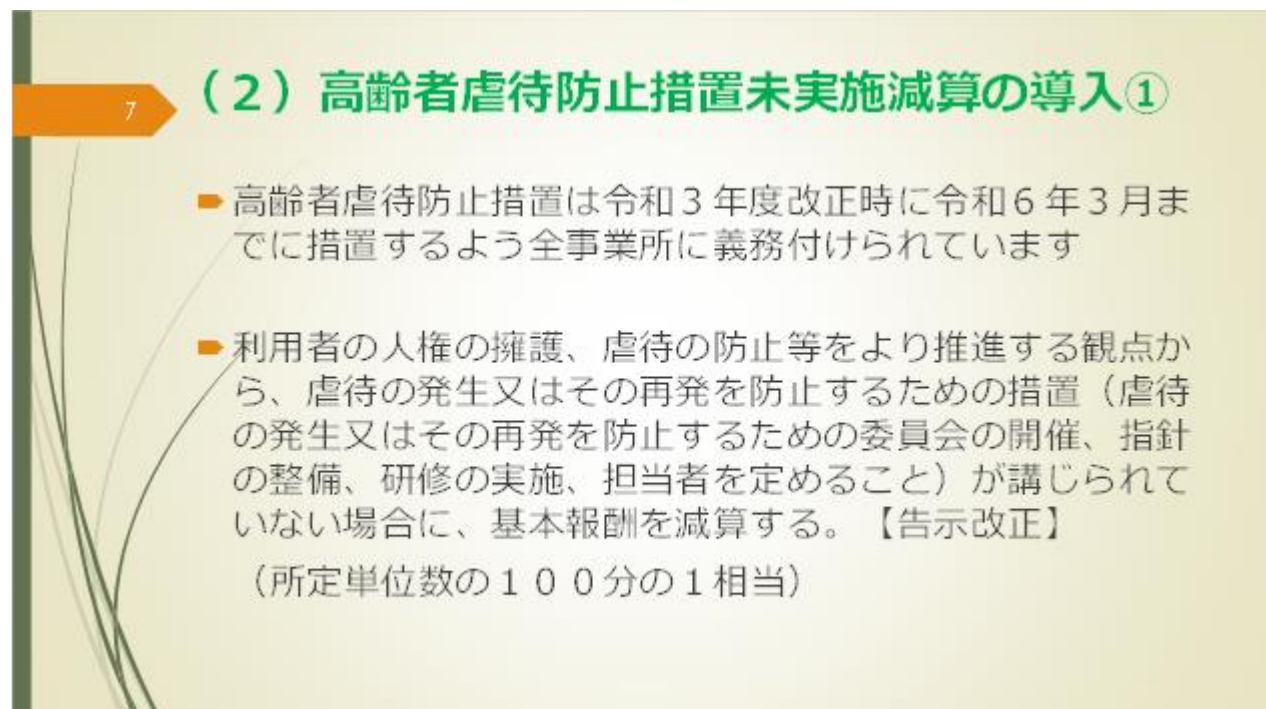
減算の算定要件としては、表記のとおりです。

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 要は業務継続計画が未策定であり、

計画に従い必要な措置を講じていない場合は減算となります。

こちらは体制減算となりますので、減算となる場合には体制届で減算型と申告することになっていました。今年の4月に体制届にて申告していただいておりますが市内の事業所で減算型と申告されている事業所はありません。

業務継続計画については、今後も事業所の職員への計画の周知や定期的な訓練等行うようにお願いします

The slide features a light green background with a decorative vertical bar on the left side containing thin, curved lines. At the top left, there is an orange arrow pointing right with the number '7' inside. The main title is in green text, and the bullet points are in black text with orange square markers.

7

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入①

- 高齢者虐待防止措置は令和3年度改正時に令和6年3月までに措置するよう全事業所に義務付けられています
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。【告示改正】
(所定単位数の100分の1相当)

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

高齢者虐待防止措置についても令和3年改正時に3年間の猶予期間をもって全事業所に策定するよう義務付けられていました。

令和6年4月以降、この措置について実施していない事業所について減算が適応されます。体制減算となりますので、減算となる場合には体制届で減算型と申告することになっております。

8 (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入②

高齢者虐待防止措置未実施減算の算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（所定単位数の100分の1相当）

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催（テレビ電話装置等の活用可能）するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

高齢者虐待防止措置未実施減算の算定要件です。

この減算は、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の1相当が減算されることとなります。

高齢者虐待防止の措置とは、

○虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

○虐待の防止のための指針を整備すること。

○従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

○上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

の4つになります。

9

(3) 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

- ▶ (看護) 小規模多機能型居宅介護支援事業所

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられます。未措置の場合基本報酬の減算となります。

（1年間の経過措置期間あり（令和7年3月31日まで））

- ▶ 地域密着型通所介護事業所

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられます。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所と地域密着型通所介護事業所に身体的拘束等の適正化のための取り組みが新たに義務付けられました。サービス毎に詳しく見ていきます。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進②

▶ (看護) 小規模多機能型居宅介護支援事業所

運営基準に以下の措置が新たに規定されました

○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

○身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

○介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

※未措置の場合は減算が適用されます（令和7年4月1日～）

小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所については運営基準に身体拘束防止の措置が新たに規定されました。

この規定は、すでにグループホーム等入所系の事業所には義務付けられているものですが、今回多機能型サービス事業所にも規定されるものになります。

○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

○身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

○介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

となります。

※未措置の場合は減算が適用されますが、一年後(令和7年4月1日～)の適応になりますので、それまでに整備をお願いします。

11

(3) 身体的拘束等の適正化の推進③

- **地域密着型通所介護事業所**
運営基準に以下のことが新たに規定されました

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと

地域密着型通所介護事業所については

については運営基準に身体拘束禁止の取り決めが新たに規定されました。

この規定は、すでにほかの入所系や多機能系の事業所には規定されているものですが、今回通所介護事業所にも改めて規定されるものになります。

具体的には、

○利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

○ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと

になります。

(4) 生産性向上の取組み①

- 認知症対応型共同生活介護
- (看護) 小規模多機能型居宅介護支援

概要

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

3年間の経過措置期間あり

(4) 生産性向上の取組み

この規定は令和6年度改正で入所系、多機能系のサービスに初めて取り入れられる項目になります。

対象となるのは

認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護支援の事業所です。

概要としては

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものです。

(4) 生産性向上の取組み②

- 認知症対応型共同生活介護
- (看護) 小規模多機能型居宅介護支援

運営基準に以下のことが新たに規定されました。

「事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。」(令和9年3月までは努力義務)

具体的な内容としては、

事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。というものです。

この規定には、3年間の経過措置期間があります。令和9年3月までに整備していくようにお願いします。

(5) 管理者の業務範囲の拡大

概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(5) 管理者の業務範囲の拡大

この基準はすべてのサービスに共通するものです。

今までは、管理者が兼務できる事業所は同一敷地内に限っていましたが、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内ではなくても差し支えないとされました。

(6) 書面揭示規制の見直し (ウェブサイトへの掲載)

■ 概要

事業者は、事業所の重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは、重要事項をウェブサイトにも掲載することが規定されます。

※ウェブサイト・・・法人のホームページ等

又は介護サービス情報公表システム

※法人のホームページが無い等、ウェブサイトへの掲載が難しい事業者様につきましては、個別に市へご相談ください。

(6) 書面揭示規制の見直し

これもすべての事業所に共通する事項です。

事業者は、事業所の重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは、重要事項をウェブサイトにも掲載することが規定されます。

ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。

令和7年3月31日までに重要事項のウェブサイトへの掲載ができるように準備をお願いします。

※法人のホームページが無い等、ウェブサイトへの掲載が難しい事業者様につきましては、個別に市へご相談ください。

16 各加算の要件等

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

- 添付資料として、各サービス毎の算定要件の見直しのあった加算について簡単に変更事項をまとめた一覧を作成しましたので、ご確認ください。

次に「算定に関して」です。

報酬改定によって、報酬単位も変更されておりますが、算定要件等が変更されている加算があります。

事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

添付資料として、サービス毎の算定要件の見直しのあった加算について簡単に変更事項をまとめた一覧を作成しましたので、ご確認ください。

17

地域密着型通所介護

算定要件の見直しのあった加算

加算名	変更事項（概略 主なもの）
認知症加算	<ul style="list-style-type: none"> ・算定要件である「認知症のものの占める割合」を20%から15%に緩和。 ・認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に関する会議の開催することが追加。
入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算Ⅰの要件に入浴介助に関する研修の実施を追加。 ・加算Ⅱの要件である「医師等による助言」について医師の代わりに介護職員が訪問し医師の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師が評価・助言する場合も算定することが可能。
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し。
ADL維持等加算	加算ⅡについてADL利得の要件について「2以上」を「3以上」に見直し。
個別機能訓練加算	個別機能訓練加算（1）□において、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件が緩和。（配置時間の定めなし）

簡単にサービスごとに説明していきます。

地域密着型通所介護についてです。

算定要件の見直しのあった加算のみ表にしています。

地域密着型通所介護で見直しのあったものは、認知症加算、入浴介助加算、科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算、個別機能訓練加算の5つです。

事業所で、算定している加算がありましたら、それぞれの変更項目についてご確認ください。特に入浴介助加算については加算Ⅰの要件に研修の実施が追加されております。そのほかの加算についても要件をよく確認するようにしてください。

表に記載してある変更事項は主なものの概略を載せてあります。当てはまりそうな場合は、必ず国の基準も確認するようにお願いします。

認知症対応型共同生活介護		算定要件の見直しのあった加算
加算名	変更事項（概略 主なもの）	
医療連携体制加算	体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価を行い、医療的ケアが必要な者の受入要件については、対象となる医療的ケアを追加する見直しを行う。	
科学的介護推進体制加算	L I F E へのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し	
夜間支援体制加算	見守り機器等を導入した場合の加算算定に見直し。	

認知症対応型共同生活介護で見直しのあった加算は、
 医療連携体制加算、科学的介護推進体制加算、夜間支援体制加算の3つです。事業所で、算定している加算がありましたら、それぞれの変更項目についてご確認ください。

小規模多機能型居宅介護支援		算定要件の見直しのあった加算
加算名	変更事項（概略 主なもの）	
総合マネジメント体制強化加算	加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組（地域住民等への相談や連携など）を追加。	
認知症加算 （短期利用除く）	加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。	
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し。	

小規模多機能型居宅介護支援で見直しのあった加算は

総合マネジメント体制強化加算、認知症加算、科学的介護推進体制加算です。総合マネジメント体制強化加算、認知症加算については区分の見直しがあり、それぞれの要件も追加されています。変更項目についてご確認ください。

看護小規模多機能型居宅介護支援		算定要件の見直しのあった加算
加算名	変更事項（概略 主なもの）	
総合マネジメント体制強化加算（短期利用除く）	加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組（地域住民等への相談や連携など）を追加。	
緊急時訪問看護加算（短期利用除く）	名称を「緊急時対応加算」に変更 緊急時の宿泊サービスを必要に応じて提供する体制を評価する要件を追加。	
ターミナルケア加算（短期利用除く）	介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、単位の見直しを行う。（2,000単位→2,500単位）	
認知症加算（短期利用除く）	加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。	
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し。 ・Ⅰについて 看護師による評価を少なくとも「6か月に1回」から「3か月に1回」に見直し。	
排泄支援加算	・Ⅱ、Ⅲについて 排泄状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についての評価も新たに追加。	
褥瘡マネジメント加算	利用開始時にすでに発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。	

看護小規模多機能型居宅介護支援で見直しのあった加算は

総合マネジメント体制強化加算、緊急時訪問看護加算

ターミナルケア加算、認知症加算、科学的介護推進体制加算、排泄支援加算、褥瘡マネジメント加算の7つです。

特に総合マネジメント体制強化加算、認知症加算については区分の見直しがあり、それぞれの要件も追加されています。変更項目についてご確認ください。

表に記載してある変更事項は主なものの概略を載せてあります。当てはまりそうな場合は、必ず国の基準も確認するようにお願いします。

21 詳細な改正内容について

厚生労働省告示等

運営基準等に関しては

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（解釈通知）

算定基準等に関しては

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（解釈通知）

に定められています。

詳細な改正内容について

国の告示や解釈通知をご確認ください。


運営基準に関して、算定基準に関してとそれぞれ、別で規定されております。

4

各サービス事業者向け
「**自主点検表**」
は改正点を踏まえて作成しております

- 地域密着型通所介護・・・令和6年7月
- 認知症対応型生活介護・・・令和6年10月
- 小規模多機能型居宅介護支援・・・令和6年秋以降

の公開を予定しております。



入間市では、各サービス事業者向け

「**自主点検表**」を作成しております。国の基準や解釈通知は、複雑でなかなか読みにくいものもありますので、サービスごとに、運営基準、算定基準をまとめた点検表を作成しています。いずれも、入間市HPの方で公開しておりますので、ご確認ください。小規模多機能型居宅介護支援については秋以降の公開となります。

実地指導における主な指摘事項

- 地域密着型サービスの実地指導で指摘が多かった事項についてご説明します。
- 改めて貴事業所の重要事項説明書と運営規程等の確認をおねがいたします。

ここからは、実地指導における主な指摘事項をお話していきます。実地指導は、介護保険課の職員が事業所に出向いて運営の状況を確認させていただく事業です。ここでは今までの実地指導での主な指摘事項をご説明します。

① 運営規定と重要事項説明書の整合性

運営規定の記載内容と重要事項説明書の記載内容は、常に整合性が図れていることが望ましいです。

「運営規定」と「重要事項説明書」

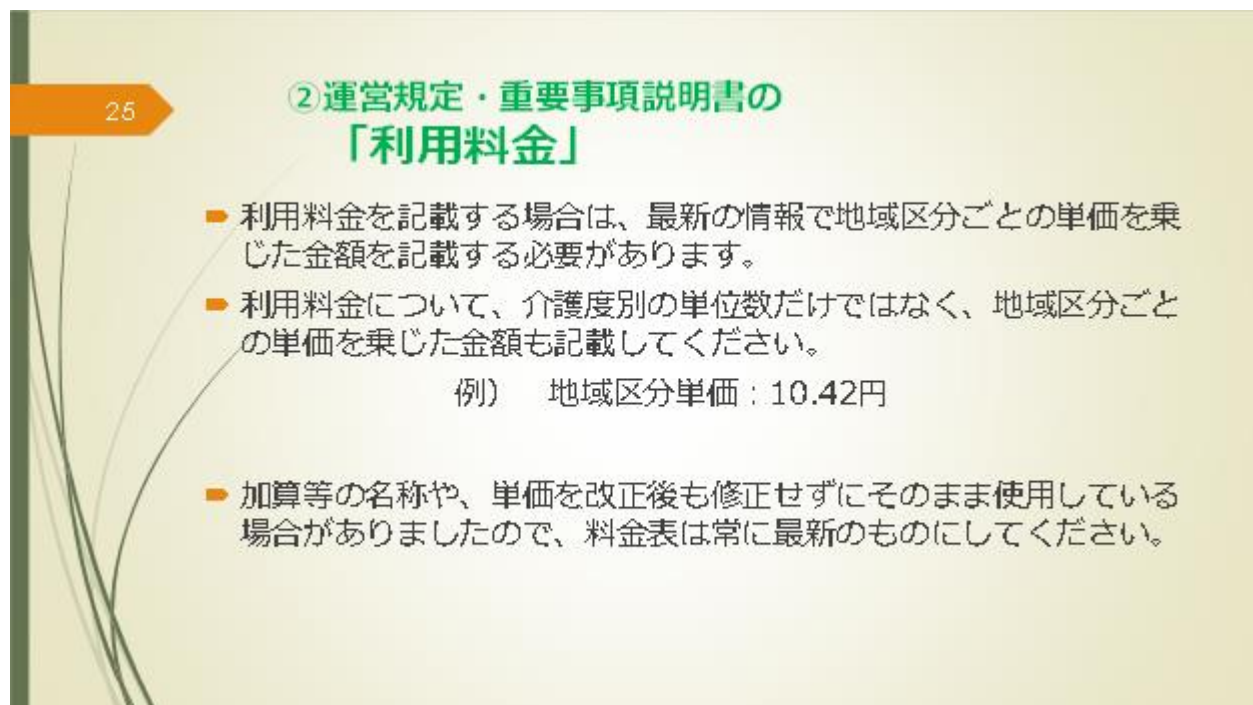
で営業時間等の記載が異なる例などがありましたので統一するようにしてください。

運営規定と重要事項説明書の整合性

運営規定の記載内容と重要事項説明書の記載内容は、常に整合性が図れていることが望ましいです。

「運営規定」と「重要事項説明書」

で営業時間等の記載が異なる例などがありましたので統一するようにしてください



25

②運営規定・重要事項説明書の「利用料金」

- 利用料金を記載する場合は、最新の情報で地域区分ごとの単価を乗じた金額を記載する必要があります。
- 利用料金について、介護度別の単位数だけではなく、地域区分ごとの単価を乗じた金額も記載してください。
例) 地域区分単価：10.42円
- 加算等の名称や、単価を改正後も修正せずにそのまま使用している場合がありますので、料金表は常に最新のものにしてください。

「利用料金」の表記について

利用料金を記載する場合は、最新の情報で地域区分ごとの単価を乗じた金額を記載する必要があります。

利用料金について、介護度別の単位数だけではなく、地域区分ごとの単価を乗じた金額も記載してください。

例) 地域区分単価：10.42円

加算等の名称や、単価を改正後も修正せずにそのまま使用している場合がありますので、料金表は常に最新のものにしてください。

③ サービス提供等の記録

利用者に対するサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならないと市条例で規定されています。

契約書に記載のある
保存期間が5年間になっている
か確認してください。

サービス提供等の記録

サービス提供に関する次に掲げる記録は、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならないと市条例で規定されています。契約書に記載のある保存期間が5年間になっているか確認してください。

④ 苦情処理

- ▶ 苦情に対し適切に対応するためにも、苦情を受け付けた場合は記録し、保管しなければなりません。

【苦情の関するファイルが整備されていない事業所】

→ 苦情の報告様式を整備し、ファイルに保管するようにしてください。

【苦情の報告様式がない事業所】

→ 現時点で、苦情等の報告はなくても、今後発生した場合に備えフォーマットを整備してください。

苦情処理に関してです。

苦情に対し適切に対応するためにも、苦情を受け付けた場合は記録し、保管しなければなりません。

【苦情の関するファイルが整備されていない事業所】や

【苦情の報告様式がない事業所】がありましたので

適切な取り扱いをお願いします。

⑤運営推進会議について

- ▶ 地域密着型サービス事業所は、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する観点から、定期的に「運営推進会議」を開催しなければなりません。

→基準とおりに会議を開催できていない事業所がありました。

⑤運営推進会議について

地域密着型サービス事業所は、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する観点から、定期的に「運営推進会議」を開催しなければなりません。

→基準とおりに会議を開催できていない事業所がありましたので、基準通りの開催をお願いします。

29

⑤ 運営推進会議について

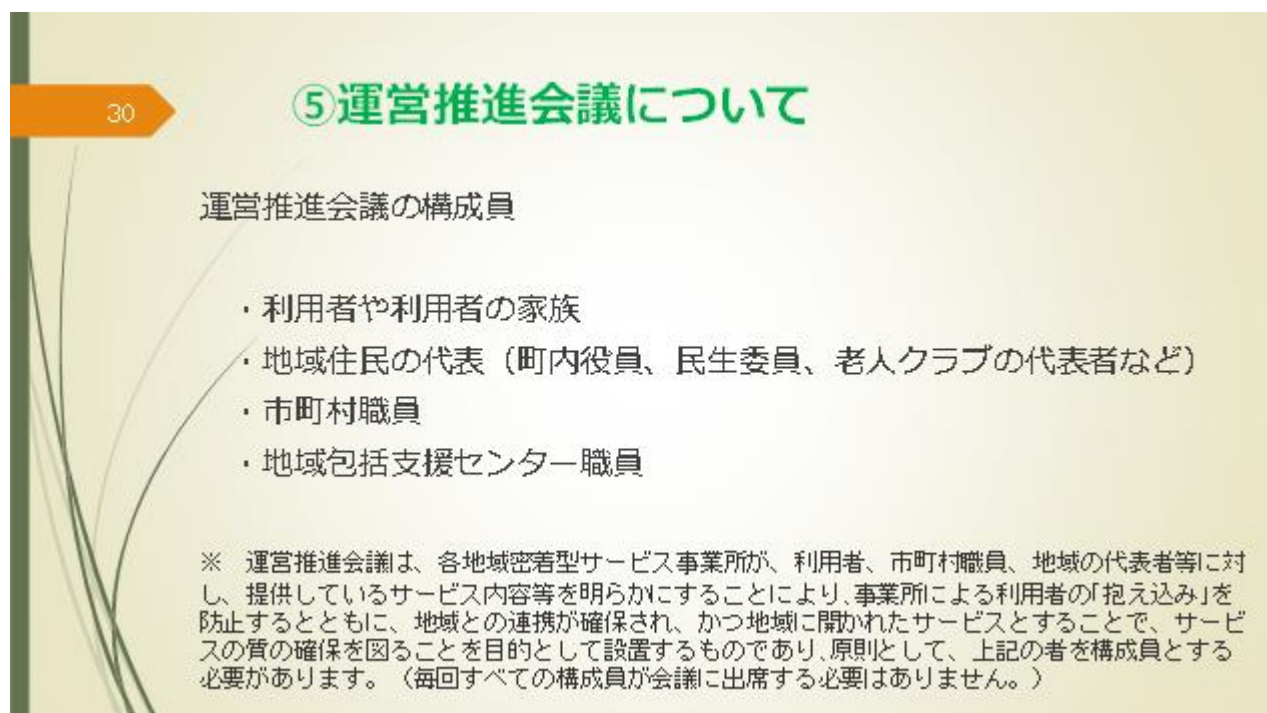
▶ 開催頻度について

サービス種別	開催頻度
地域密着型通所介護	6カ月に1回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2カ月に1回
小規模多機能型居宅介護支援	2カ月に1回
看護小規模多機能型居宅介護支援	2カ月に1回

運営推進会議の開催頻度は

サービスごとに規定されています。

地域密着型通所介護は半年に1回、それ以外のサービスは2か月に1回です。



30

⑤ 運営推進会議について

運営推進会議の構成員

- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表（町内役員、民生委員、老人クラブの代表者など）
- ・市町村職員
- ・地域包括支援センター職員

※ 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要があります。（毎回すべての構成員が会議に出席する必要はありません。）

運営推進会議の構成員としては

- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表（町内役員、民生委員、老人クラブの代表者など）
- ・市町村職員
- ・地域包括支援センター職員 となります。

原則としてこのメンバーを構成員とする必要がありますが、毎回すべての構成員が会議に出席する必要はありません。

コロナ過では書面開催などが認められていましたが、現在はそのような臨時的な取り扱いは終了しております。規定通りの開催をお願いします。

⑤加算の要件について

加算の取得要件を満たしていないものがありました。

以前から取ってる加算でも、担当者の変更や、改正により要件の変更があったりした場合、要件を満たしていないことに気づかないまま取り続けてしまっているケースがあります。

例) 地域密着型通所介護

「個別機能訓練加算」

- ・・・機能訓練指導員等が利用者の居宅を3か月に1回訪問し、訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等が必要ですが、訪問してなかったり、その記録が無いものがありました。

→ 事業所の取っている加算の要件を確認してください。

加算の要件について

加算の取得要件を満たしていないものがありました。

以前から算定している加算でも、担当者の変更や、改正により要件の変更があったりした場合、要件を満たしていないことに気づかないまま取り続けてしまっているケースがあります。

例としては

地域密着型通所介護の「個別機能訓練加算」について

・・・機能訓練指導員等が利用者の居宅を3か月に1回訪問し、訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等が必要ですが、訪問をしていない、または、その記録が無いものがありました。

事業所の取っている加算の要件を確認してください。



その他の注意事項です。

33

事業所の指定更新申請について

- 有効期限の一か月前には更新申請を出してください。
(7月末までの指定であれば6月末までに提出)
- 有効期限が切れると介護保険の請求ができなくなりますので、必ず確認してください。

※更新書類は市公式HPに掲載しております。
今年度より書式が変更となり、大幅に簡素化されております。

事業所の指定更新申請について

有効期限の一か月前には更新申請を出してください。

有効期限が切れると介護保険の請求ができなくなりますので、必ず確認してください。

※更新書類は市公式HPに掲載しております。

今年度より書式が変更となり、大幅に簡素化されております。以前は多くの書類を用意して頂いてましたが、省略できる書類も多くなりましたので、事業所の皆様の負担が少しは軽減していると思います。

34

体制届について

届け出ている体制加算に変更がある場合には、
変更月の前月末日までに

- ▶ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（体制届）と
- ▶ 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（体制状況一覧表）

をご提出ください。基本的に電子申請で受け付けております。
入間市HPの申請フォームから提出してください。

※加算の種類によっては別添が必要な書類があります。「体制状況一覧表の備考」
を確認してください。

体制届について

届け出ている体制加算に変更がある場合には、
変更月の前月末日までに

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(体制届)と

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(体制状況一覧表)を提出してください。

今年度から、電子申請を受け付けています。入間市HPの申請フォームから提出してください。

事故報告について①

事業所で以下の事故等が発生し場合は、市へ報告をお願いします。

種別	説明
(1) 利用者等の事故等の発生	死亡、骨折、裂傷、やけど、誤嚥、窒息、誤薬等で医療機関を受診、または入院したもの
(2) 感染症等の発生	感染症（1類、2類、3類、新型インフルエンザ及び指定感染症（新型コロナウイルス） 乾癬の発生等利用者等にまん延する恐れのあるもの
(3) 職員の不祥事	職員の交通事故、法令違反、及び不祥事、犯罪等に利用者や事業所に損害を与えたもの
(4) その他	利用者の無断外出、虐待の疑い、利用者等の生命・身体に重大な結果を生じるもの、利用者間、家族とのトラブル等のうち収集が難しいと考えられるもの
(5) 火災、震災、風水被害	火災、震災、風水被害による利用者等や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合

事故報告について


事業所で事故等が発生し場合は、市へ報告をお願いします。

基本的に、事業所で医療機関を受診するような事故が起きた場合は、報告をお願いします。

事故の他にも表にあるような、感染症や、利用者に損害を与えるような職員の不祥事、災害などで被害が出た場合にも報告をお願いします。

事故報告について②

36



事故報告書の書式は市公式HPに掲載してあります。
事業所独自の書式がある場合は独自の物を提出可能です。ただし、入間市の書式の内容と確認し、無い項目があれば追記してください。

速報は事故発生から**2日以内**、
再発防止策報告は**1か月以内**に提出するようにお願いします。

事故報告書の書式は、

事故報告書の書式は市公式HPに掲載してあります。

事業所独自の書式がある場合は独自の物を提出可能です。ただし、入間市の書式の内容と確認し、無い項目があれば追記してください。

できるだけ

速報は事故発生から**2日以内**、

再発防止策報告は**1か月以内**に提出するようにお願いします。

運営指導（実地指導）について

- ▶ 運営指導（実地指導）は新規指定時（初年度）と更新期間中（6年間）に1回行います。
- ▶ 更新の有効期限の前年か当年に行う予定です。
- ▶ 市の職員が事業所に出向き、現地で、設備、運営、人員基準について確認をします。

ご協力をよろしくお願いいたします

運営指導については

新規指定時（初年度）と更新期間中（6年間）に1回行います。

更新の有効期限の前年か当年に行う予定です。

市の職員が事業所に出向き、現地で、設備、運営、人員基準について確認をします。

ご協力をよろしくお願いいたします

集団指導出席確認アンケートについて

- ▶ この集団指導の資料を確認後、アンケートに回答することで、「出席」とさせていただきます。
- ▶ 回答は、その事業所の管理者等責任者の方が「各事業所ごとに1度」いただきますようお願いいたします。
- ▶ アンケートは、集団指導案内のメール、HPに記載してあるURLから回答フォームにお進みください。
- ▶ お問い合わせ 入間市 介護保険課

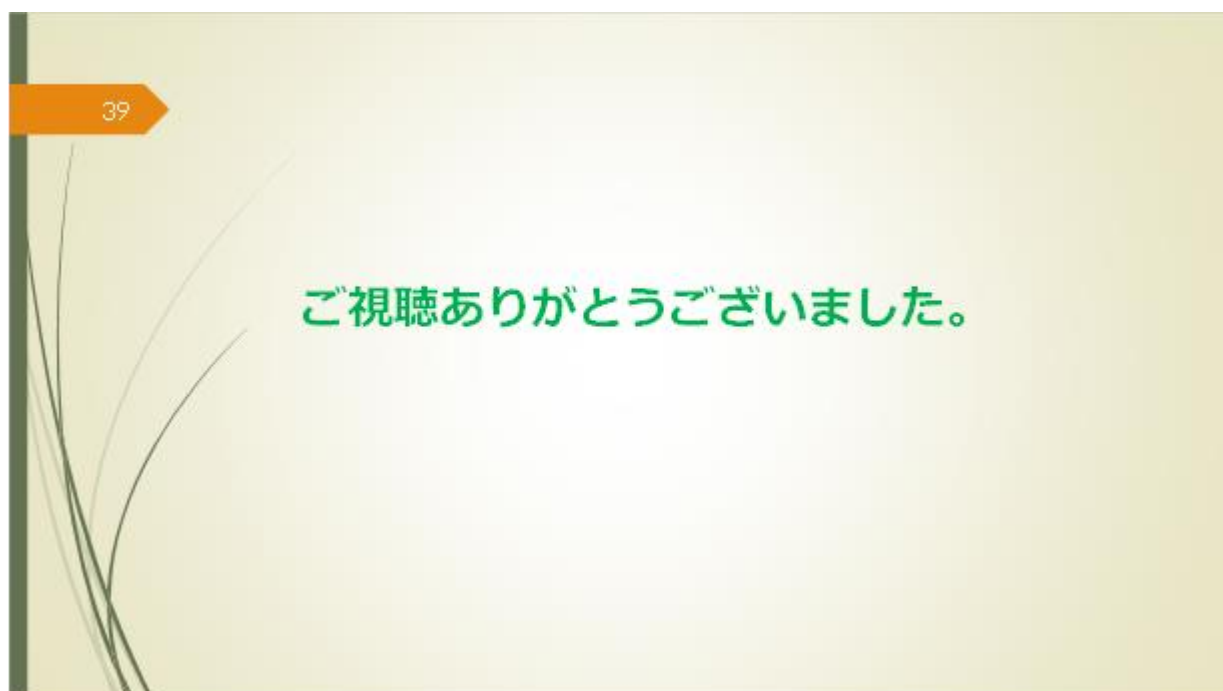
最後に、

集団指導出席確認アンケートについてお願いです。

この集団指導の資料を確認後、アンケートに回答することで、「出席」とさせていただきます。

回答は、その事業所の管理者等責任者の方が「事業所ごとに1度」いただきますようお願いいたします。

アンケートは、集団指導案内のメール、HPの集団指導のページに記載してあるURLから回答フォームにお進みください。



集団指導は以上となります。

ご視聴ありがとうございました。